

議事要旨(2) 税効果会計専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計専門委員会における検討状況についての審議を行う旨が説明され、その後、前田ディレクターより主に[審議事項(2)-2]、[審議事項(2)-3]及び[審議事項(2)-4]に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次の質問があった。
 - スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、例えば政策投資株式の減損に係る将来減算一時差異について、繰延税金資産の回収可能性が高いと判断し得るのはどのような場合か。
 - 政策投資株式の減損に係る将来減算一時差異について繰延税金資産を回収可能とした場合に、従来計上されていない繰延税金資産が結果として計上され、意図しない大きな影響をもたらす可能性があるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 安定的な課税所得が生じている（分類 2）の企業において、例えば、政策投資株式をどの年度で売却するかは特定されていないが、将来のいずれかの時点で売却する見込みが高い場合には、資産性があるとする提案をしている。
- スケジューリング不能な将来減算一時差異の定義は変えておらず、この提案により意図しない大きな影響をもたらすことは想定していない。

- ある委員より、次の意見及び質問があった。
 - 適用指針案の（分類 1）や（分類 2）の要件は限定的な記載ぶりであることから、従来よりも厳格に運用される可能性があることを懸念している。
 - （分類 1）の要件に当期末において経営環境に著しい変化がないことが含まれているが、例えばリーマン・ショックのような予測し得ない外的要因により課税所得がマイナスになった場合に、（分類 1）に該当する企業が（分類 2）又は（分類 3）に該当することになるのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- この適用指針案では、適切な判断ができるようにしつつ、実務的に機能するものとする観点から、各分類の要件に該当する場合は各分類に対応する繰延税金資産の計上額の定めを適用する一方で、各分類の要件に該当しない場合は適用指針案第 16 項に従って過去の事象と将来の事象を総合的に勘案していずれかに分類することを提案している。（分類 2）と判断できる場合をより狭くするといった意図はない。

➤ 経営環境は、一般に内的環境と外的環境を含んでいる。仮に、期末直前にリーマン・ショックのような外的環境の変化が生じた場合、繰延税金資産の回収可能性に影響が生じるのであれば、このような外的環境の変化を考慮することもあり得るのではないかと考えている。

■ ある委員より、次の意見があった。

- 例えば（分類 2）の要件に該当しない場合に、適用指針案第 16 項に従って過去の事象と将来の事象を総合的に勘案していずれかに分類するという枠組みは理解した。
- 監査委員会報告第 66 号の要件に用いられていた「経常的な利益」を、適用指針案で「課税所得」に変えたことに伴い、（分類 2）の要件に該当しなくなる事例が多く生じるのではないか。こうした場合にも適用指針案第 16 項に従って適切な判断がなされるように、安定的とはいえない課税所得が生じたときの取扱いを結論の背景に記載することを検討してはどうか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 適用指針案の開発に際しては、適切な判断を促すことができるようにする観点で検討を行っており、企業の分類を厳しくすることも緩くすることも意図していない。各分類の要件を定め、適用指針案第 16 項に従っていずれかに分類する枠組みが適切かどうかを、十分審議いただきたい。

■ ある委員より、次の意見があった。

- 適用指針案では、将来の課税所得の見積りは外部要因に関する情報や企業内部の情報との矛盾さえなければよいと読めるので、例えば、合理的に説明できる旨を記載するなど、慎重に見積る必要があることがわかるように工夫して頂きたい。
- 監査委員会報告第 66 号の要件に用いられていた「経常的な利益」を適用指針案では「課税所得」に変えており、大きな影響が生じる可能性がある。
- （分類 3）の要件の「課税所得が不安定である」ことについて、「不安定」とはどの程度なのかが明確でないため、判断に幅が生じることを懸念している。
- 課税所得が不安定である（分類 3）に該当する企業において、5 年を超える期間における一時差異に係る繰延税金資産に回収可能性があるかと判断する場合は稀であると考えられる。
- 適用指針案では、「合理的に説明できる」場合には 5 年を超えて回収可能性があるものとするとしている。この合理的な説明について、作成者は、第三者や監査人が当該企業の将来の課税所得の見積りが合理的であると納得し得る十分な説明が必要であるということが明確になるような記載が必要ではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 将来の課税所得の見積りについて、合理的なものを前提としていることは従来と変わらない。従来の取扱いを変えている表現については、再度検討したい。
- 適用指針案で用いられている「不安定」や「合理的」については、用語としてさらに説明することは難しい可能性があるが、例示を用いた説明を加えることは考えられる。一方、監査委員会報告第 66 号の下で、例示的な説明が限定的に解釈された点にも留意して、記載方法について慎重に検討していきたい。

以 上